

令和3年定例会  
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- (1) 議案第117号「三重の木づかい条例の一部を改正する条例案」 1

(所管事項説明)

- (1) 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について . . . . . 4
- (2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について . . . . . 6 別冊1
- ・ 三重県地方卸売市場
  - ・ 三重県民の森
  - ・ 三重県上野森林公園
- (3) 「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について . . . . . 10
- (4) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき令和2年度に実施した施策の実施状況報告について . . . . . 12 別冊2
- (5) 伊勢茶振興計画(中間案)について . . . . . 14 別添1  
別冊3
- (6) 令和2年度における鳥獣被害の状況について . . . . . 16
- (7) 「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況(令和2年度版)について . . . . . 18 別添2
- (8) 「三重の木づかい条例」に基づく木材利用方針について . . . . . 20 別添3  
別添4
- (9) みえ森と緑の県民税基金事業の評価について . . . . . 22 別冊4
- (10) 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策の実施状況(令和2年度版)について . . . . . 24
- (11) 気候変動に適應する“強靱な”みえの養殖業について . . . . . 26
- (12) 各種審議会等の審議状況の報告について . . . . . 28

令和3年10月

農 林 水 産 部

- 【別冊 1】 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
- 【別冊 2】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画  
令和 2 年度実施状況報告（案）
- 【別冊 3】 伊勢茶振興計画（中間案）
- 【別冊 4】 みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する「評価委員会の評価」  
及び「評価委員会による総合評価」

## 【議案補充説明】

### (1) 議案第 117 号「三重の木づかい条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

#### 2 条例改正の概要

「三重の木づかい条例」において引用している「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が一部改正され、令和 3 年 10 月 1 日から施行されました。

この改正に伴い、法律名称の変更や条ずれが生じることから、条例中の該当部分を変更します。

#### 3 条例の施行期日

公布の日から施行

三重の木づかい条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和三年十月六日

三重県知事 一見勝之

三重の木づかい条例の一部を改正する条例

三重の木づかい条例（令和三年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能という。</p> <p>四 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）<u>第二条第二項</u>に規定する公共建築物をいう。</p> <p>五〇九 (略)</p> <p>(県と市町との協働)</p> <p>第十一条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第五条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源の<u>かん養</u>、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能という。</p> <p>四 公共建築物 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）<u>第二条第一項</u>に規定する公共建築物をいう。</p> <p>五〇九 (略)</p> <p>(県と市町との協働)</p> <p>第十一条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに<u>公共建築物等木材利用促進法</u>第四条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十一条第一項に規定する県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。</p> <p>2 前項の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十一条第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 木材利用方針において定める脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十一条第二項第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、公共建築物等木材利用促進法第八条第一項に規定する県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。</p> <p>2 前項の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、公共建築物等木材利用促進法第八条第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 木材利用方針において定める公共建築物等木材利用促進法第八条第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三重の木づかい条例第十二条第一項の規定により定められている木材利用方針は、この条例による改正後の三重の木づかい条例第十二条第一項の規定により定められた木材利用方針とみなす。

提案理由

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(1) 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【環境生活農林水産常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
311	農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	農林水産部	学校給食における地産地消の取組について、国の新型コロナウイルス感染症対策の補正予算を活用した事業の実施にあたっては、各団体に任せるだけでなく、昨年度の問題を分析し、県から各団体や教育委員会に助言を行うなど、三重県産食材をさらに提供できるよう取り組まれない。	学校給食における県産食材の活用促進に向けては、国の補正予算が有効に活用されるよう、各事業実施団体等に昨年度の課題を踏まえたノウハウを提供しながら、市町教育委員会等への調整や働きかけを行うなど、取組の充実を図ります。
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	アメリカ産木材の輸入減により木材の供給が困難となるなど新たな課題となっているが、これを県産材活用の好機ととらえ、住宅等への県産材の積極的な使用を関係者にすすめるなど、更なる利用促進を図られたい。	木材供給量を短期間で大幅に増加させることは難しいものの、県産材のシェアを拡大していくチャンスであると認識しています。引き続き、これまで築いてきた県産材利用のネットワークを充実させるとともに、外国産木材を使用してきた県内の住宅メーカーなどにおいて県産材が使われるよう、関係団体等と連携した取組を進めていきます。



## (2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

### 1 管理状況の県議会への報告（令和2年度分）

農林水産部の公の施設で、指定管理者が管理を行った施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和2年度に係る管理状況報告を行うものです。

(別冊1)

### 2 農林水産部における指定管理者制度の状況

農林水産部の公の施設で、指定管理者が管理を行った施設は次の3施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
三重県民の森	NPO法人 ECCOM (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県上野森林公園	NPO法人 ECCOM (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日

### 3 評価基準

#### (1) 指定管理者の自己評価の基準

##### ①管理業務の実施状況の評価区分

評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。

評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

##### ②施設の利用状況の評価区分

評価区分「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 当初の目標を達成している。

評価区分「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

評価区分「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

##### ③成果目標及びその実績の評価区分

評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。

評価区分「B」 → 成果目標を達成している。

評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。

評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

#### (2) 県の評価基準

評価区分「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

評価区分「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

評価区分「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。



指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和2年度分> (概要)

施設の名称	三重県地方卸売市場		
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社		
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日		
業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の收受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務		
成果目標	施設利用面積比率 90%以上 市場の交流人口(年間延べ数) 30,000人以上 市民向け公開講座等の開催(年間) 12回以上(指定管理者が設定した目標) 売買参加者の新規登録数(年間) 2者以上(指定管理者が設定した目標) 市場からのごみ排出量(年間) 1,000t以下(指定管理者が設定した目標)		
成果目標に対する実績(令和2年度)	施設利用面積比率 92.1% 市場の交流人口(年間延べ数) 22,597人 市民向け公開講座等の開催(年間) 0回 売買参加者の新規登録数(年間) 5者 市場からのごみ排出量(年間) 800t		
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価
	R元	R2	R元 R2
1 管理業務の実施状況	B	B	+ +
2 施設の利用状況	B	B	
3 成果目標及びその実績	B	C	
県の総括的な評価	①成果目標のうち、「施設利用面積比率」の目標については達成したが、「市場の交流人口(年間延べ数)」の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が開催できなかったことから未達成となった。また、指定管理者からの提案型事業目標のうち、「売買参加者の新規登録数(年間)」及び「市場からのごみ排出量(年間)」の目標については達成したが、「市民向け公開講座等の開催(年間)」の目標については、新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座等を開催することができなかったことから未達成となった。 ②場内事業者からの利用料金収入により管理・運営されており、県からの指定管理料を必要とせず、健全な経営が図られている。 ③適切に事務手続きを行うとともに、延べ149件の修繕工事を迅速に行い、施設の維持管理等に努められている。なお、協定書の「指定管理者が行う管理施設の修繕等」に基づき適切に修繕を行っており、その結果、市場の円滑な運営が図られている。 ④業務執行体制については、役員11名の内の1名を常勤の常務取締役として実務を担当させ、「総務・精算事業課」(課長1名・正社員2名・非常勤社員2名)、「業務課」(課長1名・課長代理2名)、「市場協力会事務局」(事務局長1名・非常勤社員1名)の2課1事務局体制で、「事業継続計画BCP」を策定するとともに、施設の維持管理等を含め市場の運営が適切に行われている。 ⑤大規模災害に係る事業継続計画(BCP)等の見直しや新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も講じながら、業務計画が着実に遂行されており、評価できる。 ⑥引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組むとともに、こうした状況下においても、インターネットやSNS等を活用し、市場の魅力発信や消費者との交流等の取組がより一層図られることを期待している。 ⑦新型コロナウイルス感染症への対応の必要性を踏まえ、集出荷取引のデータ化の導入や新たな産地の育成など、場内事業者と連携した市場の活性化に向けた新たな取組を期待している。		

※県の評価について

管理業務の実施状況 : 指定管理者の自己評価に比べて高く評価した。

施設の利用状況 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和2年度分> (概要)

施設の名称	三重県民の森		
指定管理者	NPO法人 ECCOM 理事長 森 豊 (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)		
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日		
業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務		
成果目標	年間の施設利用者数	120,000人	
	施設利用者の満足度	80%	
	自然体験型イベント参加者の満足度	92%	
成果目標に対する実績 (令和2年度)	年間の施設利用者数	173,287人	
	施設利用者の満足度	85.9%	
	自然体験型イベント参加者の満足度	95.1%	
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価
	R元	R2	R元 R2
1 管理業務の実施状況	B	B	
2 施設の利用状況	A	A	
3 成果目標及びその実績	B	B	
県の総括的な評価	<p>①成果目標については、年間の施設利用者数、施設利用者の満足度、自然体験型イベント参加者の満足度の全ての指標で目標を達成している。</p> <p>②森林、植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設の保守点検、日常点検、清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。また、自然学習展示館が令和2年9月から工事のため休館となったことについて、利用者への適切な案内に努めている。</p> <p>③公園利用者のために、インターネットによる広報や利用受付も行き、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。</p> <p>④イベントについては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、62回（このうち自然体験型イベントは53回）開催しており、自然体験型イベント参加者の満足度は95.1%と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。</p> <p>⑤「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除などの取組を行っており、生物多様性の確保に努めている。また、四日市西高校が主導するフクロウ保護プロジェクトにも協力している。</p> <p>⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、職員を三重県民の森管理事務所に常勤として3名、非常勤として3名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。</p> <p>⑦利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、令和2年度においても令和元年度に続き全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながっている。</p> <p>⑧新型コロナウイルス感染症対策として、県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」に基づき、来園者への対応やイベントの中止などに適切に対応しており、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うとともに、利用者の満足度向上につながる新たなサービスの提供に取り組またい。</p>		

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和2年度分> (概要)

施設の名称	三重県上野森林公園			
指定管理者	NPO法人 ECCOM 理事長 森 豊 (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他森林公園の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数	73,000人	施設利用者の満足度	80%
	自然体験型イベント参加者の満足度	92%		
成果目標に対する実績 (令和2年度)	年間の施設利用者数	111,594人	施設利用者の満足度	89.5%
	自然体験型イベント参加者の満足度	94.7%		
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R元	R2	R元	R2
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
県の総括的な評価	<p>①成果目標については、年間の施設利用者数、施設利用者の満足度、自然体験型イベント参加者の満足度の全ての指標で目標を達成している。</p> <p>②森林、植栽木、花壇等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設の保守点検、日常点検、清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。</p> <p>③森林公園利用者のために、インターネットによる広報や利用受付も行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。また、伊賀地域の小学校、幼稚園、保育園等の子ども達を対象とした自然体験プログラムを開催するなど、森林環境教育の場としての園内利用のPRに努めている。</p> <p>④イベントについては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、78回（このうち自然体験型イベントは74回）開催しており、自然体験型イベント参加者の満足度は94.7%と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。</p> <p>⑤公園ボランティアの「モリメイト」との協働で森林の整備を実施し、動物（野鳥、昆虫、小動物）への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。また「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除などの取組を行っており、生物多様性の確保に努めている。</p> <p>⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、職員を森林公園管理事務所に常勤として4名、非常勤として2名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。</p> <p>⑦利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、令和2年度においても令和元年度に続き全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながっている。</p> <p>⑧新型コロナウイルス感染症対策として、県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」に基づき、来園者への対応やイベントの中止などに適切に対応しており、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うとともに、利用者の満足度向上につながる新たなサービスの提供に取り組またい。</p>			

※県の評価について  
 管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。  
 施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。  
 成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

### (3)「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しているものです。

#### 年次報告書(令和2年度版)の概要

##### 1 令和2年度における食の安全・安心に関する情勢

県内養豚農場における豚熱発生防止に向け、飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導や野生いのししによる農場への感染拡大の防止対策を進めるとともに、令和2年12月の県内1農場における豚熱の発生を踏まえて、経営支援対策、風評被害対策に取り組みました。また、全国各地で多発した高病原性鳥インフルエンザに備え、養鶏場での発生防止対策に取り組みました。

令和3年6月からの「HACCPに沿った衛生管理」の義務化を踏まえ、関係団体と連携し、食品等事業者に対して、HACCPの円滑な導入を支援するため、研修会や相談対応を行いました。

##### 2 令和2年度に実施した施策

新型コロナウイルス感染症の拡大により、食の安全・安心に関わる取組を含め、あらゆる面で影響を受けましたが、安全・安心な食品等が安定的に供給されるよう、監視指導を実施するとともに、WEB等多様な方法を活用して消費者や食品関連事業者等に対する情報発信や啓発を行いました。

#### 基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

##### 【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物(水産)用医薬品の生産者、販売事業者および使用者への立入検査や指導を実施しました。
- ② 高病原性鳥インフルエンザや豚熱等家畜伝染病の発生防止対策に取り組むとともに、これらの風評被害の未然防止に向けて、相談・通報窓口の設置や卸売事業者に対する豚肉の流通状況のモニタリング調査を実施しました。
- ③ 食中毒の発生を防止するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉の取扱施設や観光地の食品関係営業施設の重点的な監視指導とともに、食品表示の監視指導、食品の収去検査およびと畜検査を実施しました。

##### 【今後の対応】

生産資材の生産・流通や使用、食品等の生産から加工・販売が適正に行われるよう、関係団体と連携し、監視指導や検査を実施します。また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等家畜伝染病の感染防止対策および風評被害の未然防止に取り組めます。

#### 基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

##### 【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」に係る食品等事業者の取組を、ホームページを通じて広く周知しました。

- ② 豚熱による県産豚肉への風評被害の未然防止に向けて、食品関連事業者や教育関係者に対し、科学的根拠に基づく正確でわかりやすい情報を提供しました。
- ③ 食品関連事業者等のコンプライアンス意識向上のため、WEBを活用した研修会や啓発活動を行いました。
- ④ 国際水準GAPおよび水産エコラベルの認証取得を推進するため、生産者に対する指導・助言を行うとともに、教育機関とも連携して、消費者への認知度向上のためのPRイベントを通じた情報発信に取り組みました。
- ⑤ みえジビエの品質や衛生管理に関する取組を広く周知するため、メディアを通じて、「みえジビエフードシステム登録制度」のPRを行いました。

#### 【今後の対応】

食品関連事業者等が行う自主的な食の安全・安心確保に関する取組の県民への周知や、豚熱に関する正しい知識について食品関連事業者等への周知を行います。また、食品関連事業者等に対するコンプライアンス意識向上に加え、生産者に対する国際水準GAPや水産エコラベルの認証取得の推進とともに、認証取得された農畜水産物の消費者への認知度向上に取り組みます。

### 基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

#### 【施策の実施状況】

- ① 県民が、食の安全・安心に関する正確な知識の理解を深め、適切に食品等を選択できるよう、県ホームページを通じて情報発信に取り組みました。
- ② 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成するよう、料理コンクールを実施するとともに、各ライフステージにおける適切な食習慣の定着を図るため、野菜摂取促進やバランスの良い食事、栄養成分表示の活用を推進しました。

#### 【今後の対応】

県民が食の安全・安心に関する正確な知識への理解を深め、適切に食品等を選択できるよう、関係団体と連携し、県民の立場に立った情報や学習機会を提供します。

### 基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

#### 【施策の実施状況】

- ① 食品等事業者を対象とした食品衛生や食品表示に関する講習会を通じて、食品衛生責任者、国際水準GAPや農場HACCPの認証取得を指導する指導員および三重県農薬管理指導士の人材育成に取り組みました。
- ② 食に関するリスクコミュニケーションを促進するため、消費者、事業者および行政による意見交換会を開催しました。
- ③ 食品関連事業者が行う食の安全・安心確保の取組を県民に周知するため、高等教育機関とともにその取組状況を調査し、県ホームページで情報を発信しました。

#### 【今後の対応】

食品関連事業者の食の安全・安心確保に関する資質向上や人材育成とともに、県民や食品関連事業者および行政の多様な主体が相互理解を深め、連携・協働していけるよう、コミュニケーションの促進に取り組みます。

#### (4) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」 に基づき令和2年度に実施した施策の実施状況報告について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき令和2年度に実施した施策等の実施状況については、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第5項の規定に基づき、毎年、公表しています。(別冊2)

##### 1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

目標項目	目標	実績	達成率
農業産出等額	1,210 億円 (令和元年度)	1,199 億円 (令和元年度)	99%
米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	78.5% (令和元年度)	75.4% (令和元年度)	96%
産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	5産地	5産地	100%
高収益型畜産連携体数(累計)	22 連携体	22 連携体	100%
農業の生産・流通における安全・安心確保率	100%	100%	100%

##### (1) 令和2年度の取組状況

米・麦・大豆の安定生産の推進、農畜産物の生産振興や魅力発信等に生産者や農業団体と連携して取り組んだ結果、一部の農産物で作柄の低下があったものの、基本目標をおおむね達成しました。また、4つの取組目標については、「米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)」を除く3つで目標を達成しました。

##### (2) 今後の取組方向

「三重の水田農業戦略2020」に基づき、新たなマーケットに対応した米・麦・大豆の安定生産や販売促進、家族農業の継続に向けたスマート技術の実証に取り組みます。また、策定する伊勢茶振興計画に基づき、生産振興と消費拡大に向けた取組を進めます。さらに、高収益型畜産連携体の育成や家畜伝染病に対する防疫体制の強化を図ります。

##### 2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

目標項目	目標	実績	達成率
認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	35%	29.5%	84%
地域活性化プラン策定数(累計)	514 プラン	514 プラン	100%
担い手への農地集積率	43%	41.6%	97%
新規就農者数	180 人	147 人	82%
農業と福祉との連携による新たな就労人数	48 人	45 人	94%
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	45.2%	45.2%	100%
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	225 件	225 件	100%

##### (1) 令和2年度の取組状況

担い手への農地集積の促進、家族農業に加え、若者による援農体制や農福連携など多様な担い手の確保・育成、農業者の課題解決に向けた専門家派遣、生産基盤の整備等に取り組んだ結果、基本目標について、実績は前年度より向上したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により収入が減少したことなどから、目標を達成できませんでした。6つの取組目標については、3つで目標が達成できませんでした。

## (2) 今後の取組方向

実効性の高い「人・農地プラン」の策定を通じた担い手への農地集積、農業経営体の経営段階に応じた支援のほか、家族農業に加え、若者による援農、障がい者、生きづらさなどを感じながら生活している若者等、副業・兼業を志向する他産業の働き手による作業従事など、多様な担い手の確保を図るとともに、生産基盤の整備等に取り組みます。

### 3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

目標項目	目標	実績	達成率
農山漁村の活性化につながる新たな取組数	17 取組	18 取組	100%
農山漁村の交流人口	1,533 千人 (令和元年度)	1,436 千人 (令和元年度)	94%
多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	54.9%	54.6%	99%
ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	3,574ha	3,607ha	100%
「人・農地プラン」を策定した中山間地域の集落率	27.5%	27.2%	99%
野生鳥獣による農業被害金額	226 百万円以下 (令和元年度)	234 百万円 (令和元年度)	96%

#### (1) 令和2年度の取組状況

農山漁村における地域資源の活用促進や自然体験に係る都市部への情報発信、多面的機能を支える共同活動の促進とともに、農村地域の防災減災対策などに取り組んだ結果、基本目標を達成しました。5つの取組目標については、4つで目標を達成できませんでした。

#### (2) 今後の取組方向

コロナの収束後を見据え、豊かな自然を生かした体験コンテンツの充実、農山漁村での周遊・滞在やワーケーションの受入れに向けた体制づくりに取り組むとともに、多様な主体による地域資源の維持保全活動への参画促進、総合的な獣害対策、農業用ため池等の防災減災対策等を進めます。

### 4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

目標項目	目標	実績	達成率
「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計)	9億円	14 億円	100%
県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数(累計)	225 件	235 件	100%
県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数(累計)	18 者	18 者	100%
農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数(累計)	25 件	27 件	100%

#### (1) 令和2年度の取組状況

県産農林水産物の魅力発信やみえフードイノベーションネットワークを活用した新たな商品やサービスの開発、地産地消の推進、GAPや有機JASなどの国際認証の取得に向けた指導人材の育成、これらの国際認証を生かした取引の拡大促進等に取り組んだ結果、基本目標と3つの取組目標については、すべてで目標を達成しました。

#### (2) 今後の取組方向

県産食材のプロモーションや地域資源を活用した新たな商品・サービス等の創出、デジタルツールの活用による県産食材の販路拡大、地産地消や食育の推進、国際認証を活用した新たな取引先とのマッチングなどに取り組みます。

## (5) 伊勢茶振興計画（中間案）について

茶業を取り巻く厳しい状況等を踏まえ、平成23年3月に策定(平成25年1月一部改定)した「三重県茶業振興の指針」を見直し、新たな「伊勢茶振興計画」の策定に向け、中間案をとりまとめたところです。

### 1 伊勢茶振興計画（中間案）の策定について

#### (1) 伊勢茶振興計画策定に係る検討会や懇話会等の開催について

令和3年1月から、茶業会議所をはじめJA全農みえ、三重茶農協、県で構成する検討会議を開催するとともに、若手生産者との意見交換会(4月)、市町や茶商との意見交換会(7月)、飲食業界へのアンケート(9月)、生産者、消費者代表、学識経験者等で構成する懇話会(10月)を開催し、委員等から意見を聴き取ってきたところです。主な意見は次のとおりです。

##### ○生産振興について

- ・耕作放棄茶園対策として、茶からの品目転換を進めていくことが必要。
- ・法人従業員に対しては、経営者になるための人材育成が必要。
- ・目標については、生産量を拡大することは現実的に困難であるため、個々の生産者の収益向上の指標として設定すべき。

##### ○消費拡大について

- ・消費者には機能性をPRしながら、簡便な飲み方を提供していくことが必要。
- ・伊勢茶の知名度を上げながら、県内の飲食店や観光施設、旅館等で伊勢茶が活用されることが必要。
- ・飲用商品として伊勢茶をPRするだけでなく、地域産業の中に茶を位置付けて、お茶ツーリズム等様々な付加価値の高いサービスを提供していくことが必要。

#### (2) 伊勢茶振興計画（中間案）について

各方面からいただいた意見や情勢の変化などを踏まえ、伊勢茶振興計画（中間案）をとりまとめました。概要については別添1、詳細については別冊3のとおりです。

### 2 今後の予定について

今後は、伊勢茶振興計画（中間案）を基に、本日の常任委員会をはじめ、懇話会等多方面からの御意見を踏まえて、最終案としてとりまとめ、県議会11月定例会月会議の本常任委員会で報告したいと考えています。

なお、計画の策定に先駆けて、早急に消費拡大を図る必要から、現在、伊勢茶応援企業と連携しながら、マイボトルとティーバッグを活用して、伊勢茶を楽しむスタイルを提案する「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を展開しています。また、10月30日からは、三重県総合博物館にて、伊勢茶の歴史・文化を発信する企画展示を行うこととしています。

令和3年10月～12月	最終案の作成
11月	第2回懇話会
12月	本常任委員会で最終案の報告
12月末	伊勢茶振興計画の策定





## (6) 令和2年度における鳥獣被害の状況について

### 1 鳥獣被害の状況

#### (1) 農林水産被害金額

令和2年度の野生鳥獣による農林水産被害金額は、目標の4億3千9百万円以下に対し、約3億6千6百万円となり、目標を達成しました。ピーク時の平成23年度と比較すると約45%まで減少しており、前年度と比較すると農業、林業、水産業いずれの被害金額も減少しました。

#### 農林水産被害金額

(千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害金額 計	820,885	701,085	628,754	557,606	517,062	461,062	462,886	463,486	437,069	365,527
農業	496,886	392,911	324,437	288,927	268,354	229,537	235,973	232,584	233,910	196,766
イノシシ	184,102	151,094	121,413	108,684	124,260	108,747	122,107	123,827	120,294	94,534
ニホンジカ	134,836	85,486	68,018	58,959	58,420	46,577	43,815	43,948	47,759	47,412
ニホンザル	144,302	124,288	108,879	97,248	65,004	54,887	53,935	49,730	50,579	44,527
その他	33,646	32,043	26,127	24,036	20,670	19,326	16,116	15,079	15,278	10,293
林業	284,430	264,074	255,668	229,607	210,998	195,698	189,237	197,712	165,960	133,846
水産業	39,569	44,100	48,649	39,072	37,710	35,827	37,676	33,190	37,199	34,915

#### (2) 野生鳥獣の捕獲数

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの3獣種の捕獲数は、過去最高の約3万9千頭となり、高い捕獲力が維持されています。

また、カワウの捕獲数は、前年度に比べ増加し、483羽となりました。

#### 野生鳥獣の捕獲数

(頭・羽)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
捕獲頭数 計	25,673	30,836	27,582	33,280	38,642	37,890	37,538	37,462	37,988	38,671
狩猟	15,398	15,947	14,681	15,781	14,808	14,075	12,340	11,715	9,103	8,720
有害	10,275	14,889	12,901	17,499	23,728	23,466	24,011	24,971	28,240	28,482
その他	-	-	-	-	106	349	1,187	776	645	1,469
イノシシ	9,735	11,930	9,401	11,781	13,623	13,862	14,657	15,487	16,511	12,634
ニホンジカ	14,790	17,529	17,148	19,757	23,570	22,512	21,690	20,736	20,071	24,726
ニホンザル	1,148	1,377	1,033	1,742	1,449	1,516	1,191	1,239	1,406	1,311
カワウ	813	736	805	514	636	579	589	579	328	483

### 2 鳥獣被害の課題

農業被害は、近年イノシシによる被害が減らず、横ばい傾向を示していましたが、イノシシの捕獲強化等により令和2年度は減少しました。しかしながら、対策が不十分な地域周辺への生息域の拡大による被害の発生、侵入防止柵の老朽化や維持管理不足による被害の再発が認められており、被害対策を継続する必要があります。

林業被害は、依然としてニホンジカによる被害が大きく、防護柵の設置等の対策を継続していく必要があります。

カワウによる水産業被害は、依然として内水面におけるアユ等に大きな被害を与えており、駆除や防除の対策を継続する必要があります。

### 3 今後の対応

#### (1) 農業

農業被害のさらなる軽減に向けて、関係市町等と連携しながら、集落ぐるみの獣害対策に取り組んでいきます。また、獣害対策に向けた実践集落での機運の醸成や取組の推進を図ります。

具体的には、次の取組を進めていきます。

- ・ 侵入防止柵の整備及び管理を推進するとともに、既設柵については、安価で簡易な補修・補強方法に関する技術支援を行います。
- ・ 捕獲者の確保・拡大を図るため、狩猟免許試験や狩猟免許更新講習会を開催するとともに、狩猟免許の取得促進に向けた研修会を実施します。
- ・ 捕獲力強化のため、初心者に対する捕獲技術向上研修会や、ICTを活用した効率的な捕獲方法を推進します。
- ・ イノシシについては、豚熱の感染拡大防止もふまえ、市町による被害防止のための捕獲（有害鳥獣捕獲）のほか、県が主体となった生息密度を低減するための捕獲も行います。
- ・ 指導者育成講座を実施するとともに、集落内でのリーダーを育成するための講座を実施します。
- ・ 獣害対策に取り組む集落の優れた活動の表彰や、「獣害につよい三重づくりフォーラム」を開催します。

#### (2) 林業

林業被害におけるニホンジカ対策については、「みえ森と緑の県民税」等を活用して森林所有者等が行う新植地における獣害防護柵の設置を支援するとともに、くくり罠を用いた効果的な捕獲方法の検討等、被害軽減の取組を進めていきます。

#### (3) 水産業

カワウ対策については、引き続き生息調査を行うとともに、ドローンを活用しながら、内水面域からのカワウ追い払いやコロニー対策を実施し、省労力かつ効率的なモデルとなるカワウ被害軽減対策に取り組む内水面漁協等を支援します。

#### (4) 次期鳥獣保護管理事業計画

これらの状況等をふまえ、今年度末までに「第13次鳥獣保護管理事業計画」及び次期「第二種特定鳥獣管理計画」（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）を策定し、生息数管理と被害軽減を図っていきます。

## (7)「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況（令和2年度版）について

「三重の森林づくり基本計画」に記載された施策の実施状況については、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

### 実施状況の概要（※令和2年度目標値は参考値）（別添2）

#### 1 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	目標 (R2)	実績 (R2)	目標 (R10)
公益的機能増進森林整備面積（累計）	3,650ha	3,251ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	2,199 地区	2,208 地区	2,359 地区
新植地の被害率（獣害）	—	4.9%	0%
森林境界明確化面積（累計）	29,000ha	28,400ha	60,000ha

#### ○令和2年度の評価と令和3年度の取組

基本方針1に定められた指標のうち、公益的機能増進森林整備面積について、令和2年度実績（累計）は、3,251haとなり、同年度目標値である3,650haを達成できませんでした。

なお、森林環境譲与税を活用した森林整備面積が増加したこと等から、単年度実績としては、前年度と比較して147ha増加しています。

森林環境譲与税・森林経営管理制度の開始から3年目を迎え、今後は、森林整備をさらに本格化させていけるよう、市町の取組段階に応じたきめ細かな支援を進めていくことが必要です。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、「みえ森林経営管理支援センター」と地域農林（水産）事務所との密接な連携のもと、森林環境譲与税を活用した事業の提案など、市町ごとの進度に応じた支援内容をさらに充実させていきます。

#### 2 基本方針2 林業の持続的発展

指標	目標 (R2)	実績 (R2)	目標 (R10)
県産材素材生産量	400 千m <sup>3</sup>	399 千m <sup>3</sup>	430 千m <sup>3</sup>
林業人材育成人数（累計）	125 人	139 人	645 人
製材・合板需要の県産材率	47.5%	52.4%	60.0%

#### ○令和2年度の評価と令和3年度の取組

基本方針2に定められた指標のうち、県産材素材生産量について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、全国的にも素材生産量が減少する中、本県においても、前年度から7千m<sup>3</sup>減少して39万9千m<sup>3</sup>となり、目標の40万m<sup>3</sup>を達成できませんでした。

一方、令和3年に入ってから、外国産木材の入荷量の減少により、国内において木材の調達が困難になる「ウッドショック」と呼ばれる状況があり、これまで以上に県産材の安定供給体制の構築に向けた取組を進めていくことが必要となっています。

このため、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者と連携したサプライチェーンのネットワーク化を進めるとともに、連携体制のさらなる充実を図ります。

また川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及などによる低コスト造林を推進するとともに、ICT等を活用した林業作業の省力化、効率化にむけた林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。

### 3 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	目標 (R2)	実績 (R2)	目標 (R10)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,507 千人	1,517 千人	1,613 千人
森林環境教育支援市町数	14 市町	13 市町	29 市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	140 人・団体	147 人・団体	300 人・団体

#### ○令和2年度の評価と令和3年度 of 取組

基本方針3に定められた指標のうち、森林文化・自然体験施設等の利用者数について、目標値は達成したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前年度から1万6千人減少し、151万7千人となりました。

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林や自然環境の大切さを学べる環境が必要であり、引き続き、安全で利用しやすい施設の整備や、充実した森林教育プログラムの提供などに取り組んでいきます。

### 4 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	目標 (R2)	実績 (R2)	目標 (R10)
森林づくり活動への参加団体数	116 団体	117 団体	124 団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 (累計)	16 者	23 者	80 者
三重の森林づくりへの関心度	34.0%	65.5%	50.0%

#### ○令和2年度の評価と令和3年度 of 取組

基本方針4に定められた指標のうち、森林づくり活動への参加団体数について、「みえ森と緑の県民税」の活用による団体への支援や、「企業の森」活動の推進等に取り組んだ結果、前年度から1団体増加して117団体となりました。

また、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数について、観光業界や飲食店などに働きかけを行ったところ、前年度から13者増加し、令和2年度末時点で23者となりました。

今後も、森林づくりを社会全体で支えていくためには、多様な主体が森林づくりに参画する必要があるため、森林ボランティア等への必要な情報提供・技術支援を実施するとともに、「三重の木づかい条例」制定を契機として、民間事業者による県産材の積極的な利用を通じた、県内全域への「木づかい」を広げていきます。

## (8)「三重の木づかい条例」に基づく木材利用方針について

### 1 策定の背景

県、市町が整備する公共建築物等における木材利用とともに、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることを推進する「三重の木づかい条例」(以下「条例」という。)が、令和3年4月1日に施行されました。

本条例には、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、木材利用方針を定めることが規定されており、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「法律」という。)に基づく「みえ公共建築物等木材利用方針」の内容に、本条例に定められた項目を追加し、新たに「みえ木材利用方針」(以下「方針」という。)として定めたものです。

### 2 経緯

方針の中間案について、6月22日の常任委員会においていただいた意見や、県産材利用促進に関する条例検討会委員及び関係団体からの意見を反映し、最終案を作成しました。最終案について9月10日に開催された県産材利用推進本部会議において確定し、10月1日に施行しました。

6月22日	常任委員会説明
6月23～30日	県産材利用促進に関する条例検討会の各委員から意見聴取
7月15日	関係団体から意見聴取 (三重県建築士会、三重県建築士事務所協会、三重県建設業協会、 三重県森林組合連合会、三重県木材組合連合会、みえ木造塾、 三重大学)
8月11～26日	常任委員会各委員に最終案説明
9月10日	県産材利用推進本部会議で最終案確定
10月1日	方針施行

### 3 方針の内容(別添3・別添4)

県議会や関係団体からの意見を踏まえ、県が整備する公共建築物における木質化の目標や関係団体との協議の場の整備にかかる事項等について、中間案から見直しを行いました。

修正内容としましては、公共建築物において木質化を行う部分の具体例として「玄関、受付、ロビー、教室、廊下等」を追記するとともに、目に触れる機会が多い場所について、原則として木質化を図る旨等の記述を行いました。

なお、取組内容については次のとおりです。

- (1) 公共建築物における木材利用を進めるため、県が整備する低層の公共建築物については、原則として全て木造化を図ります。また、木造・非木造にかかわらず、県民の目に触れる機会が多い場所について、原則として木質化を図ります。  
さらに、民間の建築物における木材利用を推進するため、社会福祉施設、教育施設等の公共建築物に加え、新たに事業者の社屋、個人住宅等も方針の対象とします。
- (2) 防護柵及び工事用仮設物等の公共土木施設、家具・消耗品等、建築物以外の分野における木材利用を推進するほか、木材の利用拡大のための研究及びその成果、技術等の普及、人材の育成及び確保、県産材の魅力向上の促進及び国内外への販路拡大に取り組めます。
- (3) 森林教育及び木材利用の推進に係る普及啓発等を通じ、木材の持つ魅力や「木を使う」ことの意義等の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めます。
- (4) 県が整備する公共建築物における木材利用の目標として、新たに定量的な数値目標を設定するとともに、新しく設けた民間における木材利用の数値目標に、木づかいに取り組む民間事業者等の登録数を設定します。
- (5) 当方針に基づく施策の実施状況を毎年1回取りまとめ、三重の森林づくり基本計画に基づく実施状況報告とあわせて議会に報告するとともに、公表します。
- (6) 木材利用の推進に関する取組を効果的に実施するため、県の部局等の枠を超えた推進体制として「三重県県産材利用推進本部」を位置付けます。また、関係主体との協議の場として、森林・林業・木材産業関係団体、建築関係団体等で組織する「三重県木材利用推進連絡会」を設置します。

#### 4 今後の対応

三重県県産材利用推進本部において、毎年度の取組計画及び実績を共有するとともに、目標の達成度について検証を行うなど、関係部局と連携しながら木材利用を推進します。

また、法律改正に伴う市町の木材利用方針の見直しについて、本方針の内容が反映されるよう働きかけを行うとともに、県民及び事業者等に対し方針の内容を広く周知し、日常生活や事業活動等の幅広い分野で木材利用が進むよう取り組んでまいります。

## (9) みえ森と緑の県民税基金事業の評価について

### 1 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の取組

みえ森と緑の県民税基金事業では、「災害に強い森林づくり」と「森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って、県と市町が役割分担した中で、次の5つの対策を進めています。令和2年度の主な事業実績は以下のとおりです。

#### (1) 「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」

流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備、治山施設等に異常堆積した土砂・流木の撤去を、津市、伊賀市等16市町で実施しました。

#### (2) 「暮らしに身近な森林づくり」

荒廃した里山や竹林の整備、人家裏や通学路沿いで倒木の恐れがある危険木の伐採等を、松阪市、鳥羽市等23市町で実施したほか、新たに台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採を、津市、大台町等6市町で実施しました。

#### (3) 「森を育む人づくり」

地域の住民を対象とした森林環境教育や子どもの頃から木に親しむ木育、また、こうした活動を担う人材の育成を県のほか、朝日町、伊賀市等15市町で実施しました。

#### (4) 「森と人をつなぐ学びの場づくり」

県民の皆さんが森林や木材について学び、ふれあうことができるよう、教育施設等において、木質化や木製品の導入を四日市市、鈴鹿市等14市町で実施するとともに、三重県民の森において、県の森林教育の拠点となる施設の整備を進めました。

#### (5) 「地域の身近な水や緑の環境づくり」

地域住民による森林公園の整備や遊歩道の整備等を熊野市、南伊勢町等14市町で実施しました。

### 2 評価委員会による答申の概要

#### (1) 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の総合的な評価結果

令和3年7月9日及び8月19日に開催した評価委員会において、事業ごとに有効性、効率性、公益性、情報発信度の4つの視点から「評価」が行われ、評価結果の知事への答申がとりまとめられました。(別冊4)

令和2年度に実施した基金事業全体の総合評価は、『評価B：取組が妥当である』となり、評価委員会からは、「みえ森と緑の県民税を活用する意義や必要性は、情報発信されているものの、幅広い県民への周知には至っていない状況が継続しているため、認知度向上に向けた戦略的な取組が望まれる。」との提言をいただきました。

なお、情報発信度については、令和元年度は7事業で『評価C：取組は妥当であるがさらに工夫が必要である』との評価でしたが、令和2年度はすべての事業で『評価B：取組が妥当である』との評価になりました。



## (2) 各事業に対する主な評価・提言の内容

- ・「災害に強い森林づくり」の取組により、台風や集中豪雨による溪流からの土砂や流木の発生が抑制され、継続的な検証研究からも災害の発生を軽減する効果が期待できることから評価できる。
- ・「森林情報基盤整備事業」において得られた森林資源情報について、早期にその分析結果を市町と共有し、その活用方法についての検討が必要である。
- ・みえ森づくりサポートセンターを中心に実施されている「森を育む人づくり」の活動については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、必要な措置を講じたうえで事業が実施されており評価できる。
- ・みえ森と緑の県民税市町交付金事業では、事業を行ううえでの3原則の内容や、各市町の基本方針を踏まえ、県が市町を積極的に支援されたい。
- ・令和元年度より国の森林環境譲与税制度が始まっており、国税の有効活用と併せて、県が重点的に進めるべき課題に対して、本県民税を活用した効果的な事業展開を期待する。

## 3 評価・提言への対応について

今回の答申については、令和3年8月に県のホームページに公表しました。

評価委員会からいただいた意見等は、情報共有を図るため、市町担当者との意見交換会を開催するなど、税事業の効果がさらに確実に発揮されるよう、改善を進めてまいります。

また、引き続き認知度の向上に向けた取組を進めるとともに、市町の事業方針に基づく取組の総合的な評価の手法について、評価委員との意見交換を行うなど検討を進めてまいります。

## (10) 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策の実施状況（令和2年度版）について

「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策等の実施状況については、「同基本計画」第5に基づき、県議会に報告するとともに、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」第8条第5項の規定に基づき、毎年、公表するものです。

### 令和2年度実施状況の概要

#### 1 主要な目標

目標	現状値	目標 (R2)	実績 (R2)
漁業産出額	446 億円 (H30)	513 億円	422 億円 (R 元)

##### (1) 令和2年度の評価

漁船漁業においては、マグロはえ縄漁船の廃業に伴う漁獲量の減少、海面養殖業においては、黒潮大蛇行に伴う高潮位による生育不良や栄養塩の減少に伴う色落ちによる黒ノリ収獲量の減少が主な要因となり、目標を下回りました。

#### 2 基本的な施策1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

取組目標	現状値	目標 (R2)	実績 (R2)
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合	25.5% (H30)	34.0%	34.0% (R 元)
新たな養殖品種開発件数（累計）	—	1 件	1 件

##### (1) 令和2年度の評価

資源水準と資源動向等の科学的知見を踏まえた資源評価の推進や、漁業者が主体的に取り組む資源管理を支援し、適切な資源管理を促進するとともに、1990年代後半からアコヤガイに大量へい死をもたらしてきた赤変病に耐性が強い系統を作出しました。

##### (2) 令和3年度 of 取組

これまでの14魚種に加えて、新たにカサゴ等の重要沿岸資源6種の資源評価を行い、漁業者が主体的に取り組む資源管理を促進します。また、新たな養殖品種として、栄養塩が少ない状況でも色落ちしにくい黒ノリ品種の開発に取り組みます。

#### 3 基本的な施策2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

取組目標	現状値	目標 (R2)	実績 (R2)
新規漁業就業者数（45歳未満）	42 人	44 人	35 人
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率	100%	102%	88%
県内の沿海漁協数	14 漁協	14 漁協	13 漁協
県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数（累計）	13 件	16 件	16 件

##### (1) 令和2年度 of 評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな輸出取引に向けた対面による商談はできませんでしたが、現地バイヤーや商社とのオンラインによる商談機会の創出に取り組みました。

一方で、新規漁業就業者数については、就業フェアや漁師塾への参加者の減少、「浜の

「活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率については、黒潮大蛇行の影響に伴う漁獲量及び養殖収獲量の減少が主な要因となり、目標を下回りました。

## (2) 令和3年度の取組

恒常的な県産水産物の輸出の実現に向け、商談機会の創出に取り組みます。また、漁師塾を補完する、都市部の多様で意欲ある担い手を本県漁業に呼び込むオンラインによる仕組みづくりに取り組むとともに、所得向上をめざす「浜の活力再生プラン」に取り組む漁業者を支援します。

## 4 基本的な施策3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

取組目標	現状値	目標 (R2)	実績 (R2)
拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長(累計)	493m	566m	570m
藻場・干潟等の造成面積(累計)	51.2ha	52.4ha	52.4ha
漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)	—	3取組	19取組
内水面地域に訪れた遊漁者数	9,661人 (H30)	9,764人	8,357人 (R元)

## (1) 令和2年度の評価

生産拠点漁港における耐震・耐津波対策としての防波堤の整備、三重県外海域での藻場造成に取り組みました。また、新たな生活様式への対応に向け、漁協と漁業者が連携して行う商品開発の取組を支援しました。

一方で、内水面地域に訪れた遊漁者数については、4月から7月にかけて天候不順が続き、アユ解禁当初の遊漁券の販売が落ち込んだことから目標を下回りました。

## (2) 令和3年度の取組

生産・流通拠点漁港の耐震・耐津波対策や長寿命化対策を進めるとともに、三重県外海域において減少が見られる藻場の調査や造成に取り組みます。また、遊漁券オンライン販売等の内水面漁協が行う遊漁者増加に向けた取組を支援します。

## 5 その他の施策

取組目標	現状値	目標 (R2)	実績 (R2)
県内でのスマート水産業の実践数(累計)	2件	4件	4件
県民理解の向上に向けた取組数	10取組	11取組	11取組

## (1) 令和2年度の評価

スマート水産業の実践については、黒ノリ養殖における水温・潮位データのリアルタイム発信システム、魚類養殖におけるAIを活用した完全自動給餌システムの開発に取り組みました。また、水産業及び漁村に関する県民理解の向上に向け、学校給食への県産養殖マダイ、養殖ブリ、マグロ類の提供に取り組みました。

## (2) 令和3年度の取組

産学官で構成する「みえスマート水産業研究会」において県内水産業の将来像や今後の工程を明確にするためのロードマップの作成や、AIを活用した真珠養殖漁場の環境予測システムの開発を進めるとともに、SNSを活用した県産水産物の魅力を伝える情報発信のコンテンツ検討に取り組みます。

## (11) 気候変動に適応する“強靱な”みえの養殖業について

### 1 現状（背景、課題）

本県海面養殖業は漁業産出額の約4割を占める重要な産業であり、「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」においては、競争力のある養殖業の構築に向け、気候変動に適応した品種改良や養殖技術の開発・普及等を進めることとしています。

こうした中、黒ノリ養殖漁期の短縮をはじめ、令和元年に発生したアコヤガイやカキの大量へい死、令和2年に発生したマハタのへい死等により、養殖収獲量が減少するとともに、不安定な生産状況により事業継続を取り巻く環境が厳しくなっています。

これらの要因として、黒潮大蛇行に伴う海水温上昇や餌不足などの漁場環境の変化が生じていることから、気候変動に適応する養殖技術の確立等に取り組み、生産の安定化を図る必要があります。

### 2 令和2年度までの取組

#### 【真珠養殖】

アコヤガイの大量へい死は、夏場の高水温と餌不足により衰弱した貝に、複数のストレスが加わったことが要因と考えられたことから、ICTブイを活用した水温、塩分のリアルタイムモニタリングと情報発信を行いました。また、特にへい死が多い稚貝のリスク分散に向け、新たな稚貝養殖漁場として尾鷲湾での飼育試験を行いました。

#### 【貝類養殖】

カキの大量へい死は、産卵して衰弱した夏場に、水温が急激に変動したことが要因と考えられたことから、水温やへい死状況等をモニタリングし、情報発信を行いました。

#### 【魚類養殖】

マハタのへい死は、高水温により衰弱した夏場に、疾病がまん延したことが要因と考えられたことから、種苗の受け渡しを水温が低下した時期まで遅らせるとともに、ワクチン2回接種の検討を行いました。

#### 【藻類養殖】

黒ノリについては、漁期はじめの高水温による生育不良や高潮位による干出不足、鳥類や魚類による食害が収獲量減少の要因となっていることから、ICTブイを活用した水温、潮位、漁場の静止画像のリアルタイムモニタリングと情報発信を行いました。

### 3 令和3年度からの取組

#### 【真珠養殖】

「だれが、何をするのか」を定めた「三重県版アコヤタイムライン」を策定・運用し、アコヤガイのストレス緩和対策に取り組んでいます。今後は、官民連携を強化して、アコヤガイの様々な系統保存や選抜育種を行い、高水温耐性が高いアコヤガイ種苗の安定生産に向けて取り組んでいきます。

### 【貝類養殖】

引き続き、水温やへい死状況等のモニタリングと情報発信を行うとともに、本県よりも高い水温で養殖されている西日本産種苗の導入や、高水温に強いカキを育てる養殖技術の開発を進めます。

### 【魚類養殖】

養殖魚の選抜育種による高水温耐性種苗の開発に取り組むとともに、マハタやマダイの免疫機能を強化する飼料の開発に取り組みます。

### 【藻類養殖】

水温、潮位、漁場の静止画像に加えて、クロロフィル量のリアルタイムモニタリングと情報発信を行います。また、生長が早く短期間に収穫できる新たな黒ノリ品種の開発に取り組むとともに、青ノリについては、高水温化が進む漁場において、確実な天然採苗技術の開発を進め、生産の安定化を図ります。

## 4 今後の方針

国が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」等の動向を注視しつつ、関係機関とも連携しながら、協業化、法人化による経営基盤の強化や担い手の受け皿の確保、マーケットイン型の計画生産体制の構築、スマート水産業の導入による省力化や生産コストの削減に取り組むことにより、養殖水産物を安定的かつ持続的に生産・供給できる気候変動に適応する“強靱な”みえの養殖業をめざします。

## (12) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年6月2日～令和3年10月5日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	令和3年6月14日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 ほか4名
4 諮問事項	(1) 中山間ふるさと水と土保全対策事業について (2) 日本型直接支払交付金(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について (3) 中山間地農業ルネッサンス推進事業について
5 調査審議結果	中山間ふるさと水と土保全対策事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び中山間地農業ルネッサンス推進事業において、令和2年度の実施状況及び令和3年度の実施計画について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和3年7月9日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか9名
4 諮問事項	(1) 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施後の評価について (2) 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業についての提言について
5 調査審議結果	(1) 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、抽出した事業を中心に審議・ご意見をいただきました。 (2) 令和2年度市町別総合評価について、抽出した市町の取組に関する意見をいただきました。 (3) みえ森と緑の県民税基金事業に関する事項について事務局から報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	令和3年7月30日（金）
3 委員	【会長】三重大学 准教授 中島 亨 ほか7名
4 諮問事項	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(令和2年度分)について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況(令和2年度分)に対する県の評価案について、審議・ご意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	令和3年8月6日（金）
3 委員	【会長】三重大学 教授 平島 円 ほか8名
4 諮問事項	(1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(令和2年度版)(案)について (2) 令和3年度食の安全・安心確保に関する事業(令和3年度三重県食の安全・安心確保行動計画)について
5 調査審議結果	(1) 令和2年度に実施した食の安全・安心の確保に関する施策について、審議・ご意見をいただきました。 (2) 令和3年度に実施している食の安全・安心の確保に関する事業について説明し、ご意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和3年8月19日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか8名
4 諮問事項	(1) 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の実施後の評価について (2) 令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業についての提言について
5 調査審議結果	令和2年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果を審議していただき、総合的な評価の答申をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和3年9月6日(月)(書面決議)
3 委員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか14名
4 諮問事項	(1) 会長の選出について (2) 森林保全部会に属する委員の選任について
5 調査審議結果	(1) 会長に三重大学中井毅尚教授が選出されました。 (2) 森林保全部会に属する委員が選任されました。 (3) 地域森林計画の樹立・変更スケジュール等について説明しました。 (4) 森林保全部会の審議状況について確認しました。 (5) 三重の森林づくり基本計画の実施状況(令和2年度版)について報告しました。
6 備考	



1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会第1回鳥獣部会
2 開催年月日	令和3年9月17日（金）
3 委員	【部会長】松阪市農業委員会 会長 野呂 政夫 ほか6名
4 諮問事項	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更・更新
5 調査審議結果	(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更・更新について審議していただき、「一部について継続審議」との意見をいただきました。 (2) 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定スケジュール等について説明しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会第2回鳥獣部会
2 開催年月日	令和3年10月4日（月）
3 委員	【部会長】松阪市農業委員会 会長 野呂 政夫 ほか6名
4 諮問事項	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更
5 調査審議結果	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について継続審議していただき、「原案は適当と認める」との意見をいただきました。
6 備考	